



銀行交渉術 と 最新税務情報

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■平成 30 年分年末調整のポイント■

平成 30 年分年末調整の時期になりました。平成 29 年分の年末調整から変更された箇所も含め、改めて確認してみましょう。

1. 平成 30 年分年末調整の変更点

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除が「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」のとおり改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」のとおり改正されました。

(2) 各種申告書等の様式変更

① 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成 29 年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年からは「給与所得者の配偶者 控除等申告書」に改められました。

これに伴い、平成 29 年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除 申告書」(兼用様式)については、平成 30 年分は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式とされました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

② 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成 30 年分の各様式については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

(注) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である人をいいます。同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に必要事項を記載して給与の支払者に提出する必要があります。

2. 平成 30 年分年末調整のチェックポイント

- ◆ 平成 30 年分の年末調整から、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けるためには、「配偶者控除申告書」を提出する必要があります。
- ◆ 年途中で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。年途中で退職した人のうち、年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が 103 万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除く)です。